

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者：様

事業者：訪問看護ステーション ともいき

1. 訪問看護ステーション ともいきの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	訪問看護ステーション ともいき
所在地	愛知県半田市雁宿町1丁目12番地1
サテライト名	訪問看護ステーション ともいき 南知多サテライト
所在地	愛知県南知多町大字豊丘字孫廻間86番地
介護保険事業所番号	2362490241
サービス提供地域	南知多町 美浜町 武豊町 阿久比町 東浦町 半田市 常滑市 知多市

(2) 営業時間

月曜日～金曜日 第2・第4土曜日	午前8時30分～午後5時15分 (ただし、祝日及び12月30日～1月3日を除く)
---------------------	---

(3) 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者(看護師)	1名	0名	1名
看護師	2名	0名	2名
准看護師	1名	0名	1名

2. 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

利用者に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

<運営の方針>

利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3. 利用料金

(1) 提供するサービスの利用料・利用者負担額については、別紙①を参照してください。

① 交通費

介護保険	通常の実施地域を超える場合は、片道1km 50円
医療保険	通常の実施地域を超える場合は、片道1km 50円

※ 駐車台が必要な場合は実費負担となります。

② キャンセル料金

キャンセル料金は発生いたしません。訪問予定日前日の16時までにご連絡ください。

4. サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察や服薬の管理指導
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等の日常生活の世話
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養生活上の相談及び介護指導
- (6) 外出や就労など社会参加に向けての助言
- (7) 不安軽減のケア
- (6) その他、医師の指示による医療処置

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後、訪問看護計画を作成し、サービス提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で通知してください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、事業者からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに文書で通知します。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・利用者が入院又は介護施設等に入所した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、事業者が破産した場合は、文書で解約を通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、事業者や事業者のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・訪問看護のサービス利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業者に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りする場合があります。
- ・あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は事業者や交通事情などの都合によりやむを得ず変更させていただく場合があります。その場合はできるだけ早く連絡いたします。
- ・感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。

6. 事業者が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

- (1) 事業者名：訪問看護ステーション ともいき TEL：0569-26-5111 FAX：0569-26-5111
管理者： 原田美智代 ※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

(2) サービスに関する苦情窓口

利用者は、事業者以外に国民健康保険団体連合会や市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。連絡先は以下のとおりです。

市町村窓口	
南知多町役場 厚生部住民福祉課	〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号 0569-65-0711 FAX 番号 0569-65-0694
美浜町役場 厚生部福祉課	〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地 電話番号 0569-82-1111 FAX 番号 0569-82-4153
武豊町役場 健康福祉部福祉課	〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

	電話番号 0569-72-1111 FAX 番号 0569-72-1115
阿久比町役場 民生部住民福祉課	〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地 電話番号 0569-48-1111 FAX 番号 0569-48-0229
東浦町役場 健康福祉部ふくし課	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地 電話番号 0562-83-3111 FAX 番号 0562-83-9756
半田市役所 福祉部地域福祉課	〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地 電話番号 0569-21-3111 FAX 番号 0569-23-6061
常滑市役所 福祉部福祉課	〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地 電話番号 0569-35-5111 FAX 番号 0569-35-4329
知多市市役所 福祉部福祉課	〒478-8601 愛知県知多市緑町 1 番地 電話番号 0562-33-3151 FAX 番号 0562-32-1010
■公的団体窓口	
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係	〒461-8532 名古屋市東区泉 1 丁目 6 番 5 号国保会館 電話番号 052-971-4165 FAX 番号 052-962-8870

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容態の変化等があった場合は、利用者の主治医、又は事業者の協力医療機関等への連絡を行い、医師の指示に従います。

協力医療機関	名 称	医療法人共生会 みどりの風南知多病院
	院 長 名	高野正人
	所 在 地	愛知県知多郡南知多町大字豊丘字孫廻間 86 番地
	電 話 番 号	0569-65-1111
	診 療 科	精神科・心療内科・内科・歯科

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	東京海上日動
保険名	医事賠償保険 I (精神科病床)

9. 秘密保持について

事業者に従事する者は、サービス提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

10. 虐待防止及び身体拘束について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者において、看護職員その他従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業者は、利用者等の身体拘束等を、緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。

(1) 緊急やむを得ず実施する場合とは、以下の要件を満たした時とする。

- ・ 切迫性：本人や他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ・ 非代替性：身体拘束その他の行動制限に変わる対応方法がない
- ・ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

(2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、速やかに解除できるよう務めるとともに適切に記録をします。

11. 衛生管理について

事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業者の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとします。

- (1) 事業者において、感染症の発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 事業者において、職員に対し、感染症の発生、及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. ハラスメントの対応について

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における様々なハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための指針を定め、必要な措置を講じるものとします。

14. 第三者による評価の実施状況について

事業者は、国の指定する評価機関からの第三者評価は実施しておりません。

15. その他について

(訪問看護医療 DX 情報活用加算)

事業者は、看護師等が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得および活用し、質の高い訪問看護を実施し、計画的な管理を行うものとします。

■訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人共生会 訪問看護ステーション ともいき

説明者 氏名 印

■私は、本書面に基ついて重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 氏名 印

代理人(代理人を選任した場合)

代理人氏名 印 (関係)

作成日 2021. 8. 1

改訂 2021. 11. 1

改訂 2022. 7. 1

改訂 2022. 9. 1

改訂 2023. 4. 1

改訂 2023. 10. 1

改訂 2024. 6. 1

改訂 2025. 5. 1